

1. 件名：「新規基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(伊方3号機(643))」
2. 日時：令和2年9月24日 16時30分～17時50分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室
4. 出席者（※・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

関企画調査官※、仲管理官補佐、鈴木主任安全審査官

四国電力株式会社：原子力本部 核物質防護・工事グループリーダー※他4名※

5. 要旨

- (1) 四国電力株式会社から、令和2年9月10日に提出された、伊方発電所3号機の設計及び工事計画認可申請書（安全保護装置取替工事）について、資料に基づき説明がなされた。
- (2) 原子力規制庁は、(1)の説明に対し、以下のとおりコメントを行った。
 - ・安全保護装置の計器ラック、ロジック盤及びシーケンス盤の変更点を具体的に説明すること。
 - ・計器ラック及びロジック盤の論理演算機能について、PRAでの扱い方を説明すること。
 - ・許可整合性のうち、添付書類八との整合を示していない理由を説明すること。
 - ・技術基準規則第7条を適用条文としていない理由を説明すること。
 - ・安全保護系ロジック盤のトレンドC及びトレンドDを火災防護対象機器としていない理由を説明すること。
 - ・品質管理の方法等について、添付書類及び保安規定との整合性を確認すること。
- (3) 四国電力株式会社より、(2)について、了解した旨回答があった。

6. その他

資料：

- ・伊方発電所3号機 安全保護系ロジック盤の取替えに伴うデジタル安全保護系への変更工事に係る設計及び工事計画認可申請の概要について
- ・伊方発電所3号機 設計及び工事計画認可申請に該当する技術基準規則の条文整理表（デジタル安全保護系への変更工事）
- ・伊方発電所3号機 設計及び工事計画認可申請に係る添付書類の要否検討結果（デジタル安全保護系への変更工事）
- ・伊方発電所3号機 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する補足説明資料（デジタル安全保護系への変更工事）

- ・伊方発電所3号機 発電用原子炉施設の溢水防護に関する補足説明資料（デジタル安全保護系への変更工事）
- ・伊方発電所3号機 デジタル制御方式を使用する安全保護系等の適用に関する補足説明資料（デジタル安全保護系への変更工事）
- ・伊方発電所3号機 工事の方法に関する補足説明資料（デジタル安全保護系への変更工事）

以上